

所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、第2条第1号に定義する「再エネ電気」を供給する電力プランを提供する事業者を募集し、要件に適合した電力プランを所沢市(以下「市」という。)が登録することにより、登録制度の適切な運営を促進するとともに、市民が安心して当該プランを利用できる環境を構築し、再生可能エネルギー電気の利用を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再エネ電気

所沢市再エネ電気切替推進補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条第1号に定めるもの。

(2) 登録プラン

この要領により市に登録された再エネ電気を供給するプラン。

(プランの要件)

第3条 本登録制度の対象とするプラン(以下「登録対象プラン」という。)は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1)要綱第2条第2号に定める契約の対象となる電力プランであり、再エネ電気を供給するものであること。

(2)料金体系が透明性を持ち、利用者にとって理解しやすいプランであること。

(申請者の要件)

第4条 本登録制度の登録に係る申請を行う事業者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定するものをいう。)又は小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者であり、第3条に規定する登録対象プランを提供する法人であること。

(2)市内に事務所又は事業所を有する法人であり、市税(所沢市税条例(昭和25年告示第76号)第3条に掲げる税目をいう。)を滞納していないこと。

(3)次の申立てがなされていないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
- イ 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て

(4)事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状態にないこと。)

(5)契約内容について適切な情報提供を行う体制が整備されていること。

(6)所沢市建設工事等の有資格者に関する入札参加停止等措置要綱(平成20年3月28日要綱)に基づく参加停止を受けていないこと。

(7)所沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が関与していないこと。

(8)他所沢市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れがないこと。

(9)市と連携して市が行う再エネ普及促進事業に積極的に協力する意思があること。

(登録申請)

第5条 申請者は、別表1に掲げる登録申請書類及び別表2の添付書類(以下「申請書類等」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書類等は、原則電子データにより提出するものとする。

3 第1項の申請書類等の取扱いについては、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1)申請書類等の著作権は申請者に帰属する。

(2)申請書類等は登録審査に使用する。

(3)申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

(登録の審査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請の内容が第3条及び第4条の要件を満たしていることを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、申請者からの意見聴取を行うことができる。

3 申請者は、審査が円滑に行えるよう積極的に協力しなければならない。

(登録の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による審査で、第3条及び第4条の要件を全て満たすと認められたときは、申請のあった登録対象プランを登録し、所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

2 前項の規定による登録の期間は、前項の規定により通知した日から、その日の属する年度の末までとする。

(登録の更新)

第8条 前条第1項の規定により登録決定通知を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録プランについて、年度ごとに所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録更新意思確認書(様式第4号)及び次の書類を添えて市長に提出することにより、更新の意思を表示することとする。

(1)別表1の登録申請書類(市が再提出を求める場合)

(2)第4条第2号に規定する税の直近年度の納税証明書(既に提出済の場合を除く)

(3)直近の会計年度の財務諸表(既に提出済の場合を除く)

2 市長は、前項に基づき提出された書類について、状況に応じて更新の可否を決定したうえで、所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録更新決定通知書(様式第5号)により登録事業者へ通知するものとする。

(登録内容の変更)

第9条 登録事業者は、登録プランの内容に変更が生じたときは、速やかに所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録変更承認申請書(様式第6号)に変更内容のわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更の可否を決定し、所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録変更(承認・不承認)通知書(様式第7号)により登録事業者へ通知するものとする。

(登録の辞退)

第10条 登録事業者は、登録を辞退するときは、所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録辞退届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第11条 市長は、登録プラン又は登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登

録を取り消すことができる。

(1)第3条又は第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2)第5条、第8条又は第9条の申請内容に虚偽があったとき。

(3)第16条の事項を遵守しなかったとき。

(4)その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項により登録を取り消された者は、登録取消日から1年間は第5条の申請を行うことが出来ない。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録取消通知書(様式第9号)により申請者へ通知するものとする。

(公表)

第12条 市長は、登録プラン及び登録事業者を、市ホームページ等により公表するものとする。

2 登録の更新が滞っている登録事業者については、前項に掲げる公表の対象から除外することができる。

3 登録事業者は、登録プランについてホームページその他の方法により公表すること。

(登録事業者の活動)

第13条 登録事業者は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1)契約希望者からの依頼による料金シミュレーションの提示及びサービス概要の説明

(2)市と連携した再エネ電気の普及啓発

2 前項各号については、無償で行うこととする。

(年次報告)

第14条 登録事業者は、登録プラン及び前条第1項第2号に係る当該年度の実績を所沢市再エネ電気切替推進補助事業年次報告書(様式第10号)に記載し、翌年5月末までに市へ提出しなければならない。

(損害発生時の責任)

第15条 第13条第1項各号に掲げる活動により登録事業者又は第三者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(遵守事項)

第16条 登録事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)苦情を受けた場合及びトラブル等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講

じ、誠意ある対応をすること。

- (2) 登録事業者は第3条又は第4条の要件を満たさなくなった場合、速やかに市に報告すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理すること。
- (4) 登録プランに係る契約にあたり取得した関係書類等については、契約の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- (5) 前号に規定する関係書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該書類を引き継ぐこと。
- (6) 登録事業者は、登録プランに係る契約状況等、市が行う調査に協力すること。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第5条関係) 登録申請書類一覧

様式第1号	所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録申請書
様式第2号	登録対象プラン内容

別表2(第5条関係) 添付書類一覧

商業登記簿謄本(現在事項証明書)、開業届等、事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し
第4条第2号に規定する税の直近年度の納税証明書
直近の会計年度の財務諸表(損益計算書、貸借対照表)
登録対象プランの料金体系のわかる書類
第3条各号の要件を満たす対象プランであることのわかる書類
登録対象プランに関する約款及び契約者へ提示する料金シミュレーションの例
その他所沢市が提出を求めた書類